

## 平成23年第7回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成23年7月25日(月)  
午前9時27分 から 午前10時5分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	木村茂人	2番	塚田修彦
3番	後藤政次	4番	小野三幸
5番	大仁田金次	<del>6番</del>	<del>松本良明</del>
7番	田中文彦	8番	内尾明美
9番	西田悟	10番	高道修二
11番	山本政人	<del>12番</del>	<del>錦戸幸春</del>
13番	宮崎敬三	14番	山下時義(職務代理者)
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

6番	松本良明	12番	錦戸幸春
----	------	-----	------
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第51号 農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更に係る意見徴収について日程第3. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・事務局長補佐 坂元俊司・主幹 松村保則

## 7. 会議の概要

### 1, 開 会

開会 午前9時27分

議長(□□)

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成23年第7回農業委員会総会を開会致します。本日は松本良明委員さんと錦戸幸春委員さんが欠席でございますが、総会は成立しております。

皆様方ご存じのとおり、福島県の肉牛から放射性セシウムが国の基準値を超える濃度が検出されたということで、肉牛の出荷が停止されております。稲藁の投与が原因であるとの報道がなされているようですが、苓北町の畜産農家にとりましても人ごととは思われない沈痛の思いでございます。また、JR九州が農業参入し、玉名市でミニトマトの栽培を始めることが発表されておりました。これは、規模が2haのハウスで3万5千株のミニトマトを植え付け、初年度1億円を目指す計画の様でございます。苓北町のミニトマト農家にとりましても注目すべき事と思います。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番の西田悟委員さんと10番の高道修二委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏及び坂元氏並びに松村氏を指名致します。

### 3, 議 事

事務局(□□)

それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

日程第2. 議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。3ページをお開きください。申請人の

譲り渡し人は□□□の□□□□さんで、譲受人は□□の□□□□さんです。申請地は、4ページから6ページに図示しております△△字△△△の畑、2筆、合計の596㎡です。権利の種類は所有権の移転で、申請理由は農業経営規模の拡大です。農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引き受けによる権利取得でないか、農業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果全てみたしているものと判断します。以上です。

議長(□□)

ありがとうございました。只今、事務局の方から説明を頂きました。この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(異議なしの声)

はい。ないようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第3．議案第51号農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更に係る意見聴取についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

日程第3．議案第51号農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更に係る意見聴取について説明致します。苓北町長より、農業経営基盤強化促進法に基づき、熊本県が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が本年3月に見直されたことに

に伴い、同法である市町村の農業経営基盤の促進に関する基本的な構想を見直す必要が生じたため、熊本県に準じ苓北町の基本構想を見直したいと言うことで、これにつきまして、同法施行規則第2条の規定により苓北町農業委員会に意見の聴取を求められたものです。

新旧対照表によりご説明いたします。8ページをご覧ください。変更前（右側）、下線部平成22年6月を变更后（左側）平成23年 月に変更、月の所が空欄になっておりますのは、農業委員会・JAの意見を聴取した後、決裁を取りますので、その決裁がとれた月と言うこととなります。

9ページ変更前（右側）6行目下線部6.6.6を变更后（左側）5.5.0.4に変更。変更前（右側）25行目・26行目、下線部更に、農地の所有権移転や賃借権の設定による流動化を図るとともに、大型機械を生産組合で管理し、兼業農家や高齢化農家の農作業を受委託し低コスト化、能率化を図る。を削除。変更前（右側）34行目、下線部また、これらの農地流動化に関しては、から担い手に農用地が利用集積されるように努める。までの4行を变更后（左側）また、これらの農地の流動化に関しては、苓北町農業協同組合が事業主体となって取り組んでいる農地利用集積円滑化事業を推進し、今後は土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。に変更し25行目に挿入。

10ページ変更前（右側）16行目、下線部中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。を变更后（左側）下線部中山間地域など組織化が遅れている地域については、から地域の実情に応じた法人化を推進する。までの8行に変更。変更前（右側）中段20行目下線部のの推進やを变更后（左側）中段、25行目、下線部のによる女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益分配及び経営方針・計画の決定などの内容の充実を図る。また、に変更。変更前（右側）下から5行目、苓北町が主体となって、の前に变更后（左側）下線部の経営改善計画の目標達成に向けてを追加。同じく変更前（右側）下

から2行目、経営診断の実施、の前に変更後（左側）下線部経営相談や専門家によるを追加。

11ページ変更前（右側）2行目、また、稲作単一からの脱却の前に、変更後（左側）下線部2行目、農業経営の法人化にあたっては、から複合化の取り組みを支援する。までの4行を追加。変更前（右側）7行目末尾、行う。を  
変更後（左側）下線部、行い、着実な再認定を進める。に変更。

変更前（右側）中段下線部666を  
変更後（左側）下線部550.4に変更。同変更前（右側）下線部333を  
変更後（左側）275.2に変更。

変更前（右側）下から4行目、下線部概ね2,500万円程度を  
変更後（左側）下線部概ね1,000万円程度に、変更前（右側）下から3行目及び4行目の下線部・主たる従事者1人当たり  
・・・333万円程度（主たる従事者は2名程度）及び下から2行目・剰余金配当・・・1,750万円程度（4.4万円／10a）の2行を削除。変更前（右側）一番下の行下線部、雇用労働力・・・5,900時間程度を  
変更後（左側）下線部労働時間・  
・・・主たる従事者1人当たり2,000時間程度に変更。

12ページ上段、野菜＋水稻の欄、変更前（右側）下線部、経営規模の欄作付面積の所レタス3.0haを  
変更後（左側）下線部3.3haに同じく変更前（右側）下線部、水稻1.0haを  
変更後（左側）下線部1.3haに変更、変更前（右側）下線部、経営面積の所3.0haを  
変更後（左側）下線部、3.3haに変更。

下段野菜＋水稻＋繁殖牛の欄、変更前（右側）下線部、繁殖牛15頭、飼料作物0.7ha、経営面積3.0haを  
変更後（左側）下線部、繁殖牛20頭、飼料作物1.0ha、経営面積3.3haにそれぞれ変更。

13ページ野菜＋水稻＋肉用牛の経営規模の欄、作付面積の所、変更前（右側）、下線部レタス1.5ha、水稻0.5ha、和牛肥育10頭、和牛一貫8頭、飼料作物1.0ha、経営面積3.0haを  
変更後（左側）下線部レタス1.8ha、水稻0.8ha、和牛肥育12頭、和牛一貫10頭、飼料作物1.5ha、経営面積4.1haにそれぞれ変更。

繁殖牛の欄、変更前（右側）下線部繁殖牛30頭、飼料作物2.0ha、経営面積2.0haを変更後（左側）下線部繁殖牛40頭、飼料作物2.6ha、経営面積2.6haに変更。

14 ページ酪農＋繁殖牛の欄、変更前（右側）下線部乳用牛15頭、繁殖牛5頭、飼料作物2.0ha、経営面積2.0haを変更後（左側）下線部乳用牛25頭、繁殖牛10頭、飼料作物3.5ha、経営面積3.5haに変更。

15 ページ果樹＋野菜＋水稲の欄、変更前（右側）下線部、極早生温州0.6ha、早生温州0.5ha、レタス1.0ha、水稲0.5ha、経営面積2.6haを変更後（左側）下線部、極早生温州0.8ha、早生温州0.7ha、レタス1.4ha、水稲0.6ha、経営面積3.5haにそれぞれ変更。

16 ページ野菜＋水稲＋アスパラの経営規模の欄、変更前（右側）下線部、レタス1.55ha、水稲1.0ha、アスパラ0.05ha、経営面積2.6haを変更後（左側）下線部、レタス2.2ha、水稲1.6ha、アスパラ0.1ha、経営面積3.9haにそれぞれ変更。

17 ページ野菜＋水稲＋花きの経営規模の欄、変更前（右側）下線部レタス1.5ha、水稲1.0ha、経営面積2.6haを変更後（左側）下線部レタス3.3ha、水稲1.3ha、経営面積4.7haに変更。

18 ページ変更前（右側）中段以降、下線部、養豚＋採卵鶏の経営規模、生産方式、農業従事の態様等の欄全てを削除、新たに、変更後（左側）下線部果樹＋加工の欄、作付面積等、極早稲温州1ha、早生温州1.5ha、不知火1ha、河内晩柑1.5ha経営面積5.0ha、対象品目・柑橘類、加工内容、ジャム・ジュース・ゼリー・シャーベット、資本装備、スプリンクラー・トレンチャー・モノレール・スピードスプレー・園内道路・園内作業道・暴風ネット・自社加工所、その他、スピードスプレー体系による省力化経営・園内道整備及びスピードスプレー導入による省力化、マルチ栽培による高品質果実生産・園地の集団化・中晩柑の屋根付けネット被覆による高品質果実生産・加工製品の一部外部委託を追加。

19 ページ上段、果樹＋水稲の欄、変更前（右側）下線部水稲

受委託20ha経営面積25haを変更後（左側）下線部水稻受委託40ha経営面積45haに変更。下段、変更前（右側）下線部面積のシェア50%を変更後（左側）下線部60%に変更。最後に、33ページ変更後（左側）下線部附則6 この基本構想は平成23年 月 日から施行する。を追加。以上が、熊本県が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針見直しに伴い苓北町の基本構想を変更いたしました事項でございます。このことにつきまして、ご意見を頂ければと思います。以上です。

議長(□□)            ありがとうございます。今事務局から説明がありました。熊本県が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針見直しに伴い苓北町の基本構想を変更いたしました事項について、ご意見のある方は挙手願います。

□番(□□)            はい。(□□番 □□委員挙手)

議長(□□)            はい。どうぞ。□□委員。

□番(□□)            ちょっとお尋ねをします。今、詳しく説明がありました。これは、結局変更されてどのような農業経営体を目指すのかという、担い手に農用地を利用集積されて、経営規模の拡大が図られて農業経営の経営安定を図っていくためにこういう風にしていくんだという。簡単に言うとそういうことですか。

事務局(□□)            はい。(□□□□□□挙手)

事務局(□□)            私も、詳しくは存じませんが、基本方針の内容と位置付けということにつきましては、基本方針は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が地域の特性に即して作成するもので、県における①育成すべき農業経営の目標となる所得水準等の基本的な考え方、②育成すべき経営体の基本的指標（農業経営の規模、生産方式等）③こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等がその内容となっております。変更のポイントとしましては、農業経営基盤強化促進法に基づき10年後を見通して、概ね5年ごとに見直すこ

ととされており、今回の変更は、新たな「熊本県食料・農業・農村計画」の策定に併せて行うものと言うことでございます。なお、この基本方針は、市町村が農業経営基盤強化促進法に係る基本構想を策定する際の指針としての性格を持ち合わせており、基本方針の変更を受け、市町村においても基本構想の変更が必要となったということでございます。

□番(□□) はい。(□□番 □□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) 変更をするわけですよね。変更して大まかにどのように変わったかを概略説明してもらえば、中の数値は経営規模の拡大とか誰が見てもすぐ分かることです。だから大まか概略どの様に変わっていくのかということ分かっている範囲で。

事務局(□□) はい。(□□□□挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

事務局(□□) いま、□□の方から説明がありましたけれど、□□委員さんの方からありましたように、基本的には今までの基本構想と変わらないと思いますけれど、これを見ても実際規模経営拡大は、経営規模の所で確実に大きくなっていますけれど、いわゆる金額の方は少なくなっていますね。と言うことで拡大はして行くけれど金額については、いわゆる理想をしてあったんじゃないかと、それを実際の各地域の実態に踏まえたものに変更して、これを基に頑張っていこうと、そう言うことで見直しをしてあるんじゃないかとそう言う判断をしています。

議長(□□) よございますか、□□さん。

□番(□□) はい。



- 議長(□□) | ちょっとお聞きしただけではピンとこないようでございますが、経営基盤強化促進法に基づき苓北町の基本構想を見直したいということで、変更になったわけでございます。いまから、皆様方と共に分からない点は、勉強させて頂きたいと思っております。よろしくお願いを致します。
- 番(□□) | はい。(□□番 □□委員挙手)
- 議長(□□) | はい。どうぞ。
- 番(□□) | 事務局にお尋ねしたいんですが、熊本県が作成してるわけですが、苓北の場合は特にレタスとか畜産とか果樹に関して農協の営農課或いは指導員の方々・理事の方々等に打合せがあったのかどうか。法人とか企業体については当然このように規模拡大をして対応していくというのは当然であります。苓北町の場合はレタスで言いますと17ページは1.5haが3.3haにそう言うことで他にも面積を拡大をしていくんだという数字が並べてあるわけですね。この辺は、先程申し上げました様に農協の関係者と協議をなされてこういう事になったのかそれをお尋ねします。
- 事務局(□□) | 今のご質問にお答えを致します。先程□□の方からも申し上げましたとおり、この基本構想につきましては、当農業委員会又、JAの方にも意見紹介がなされております。当然同じ資料としてお渡ししてありますので向こうからの意見も上がってくるものと考えますが、この改正前後にかかわらず個別の農家さんが基盤強化法に基づく認定農家というのを審査、新規の認定でありますとか認定農業者の更新に対しましては、私ども農業委員会、担い手の担当、JA、県の振興局を交えて戸別にそれぞれ面談をさせて頂いております。当然指針は、今おっしゃられた数値が上がっておりますけれど、戸別に対応していく中ではそれぞれ各農家さんが現実に合わせて目標を設定されますので、これについては戸別にそれぞれの経営状況に合わせてまして実情を聴き取りながら無理のない指針、できればその指針に近い数値が出るのが一番でありますけれど、それぞれ農家さんの経営規模、内容も異なっており

ますので、一律それに求めるのではなく、その農家にあった経営の方針であるとか助言を細かく行って聴き取りながら、指導をしているという状況でございます。指針は、あくまでも熊本県が策定は致しますけれどもこの策定の過程において一定の意見を反映させているものと考えております。

議長(□□) □□さんよございますか。

□番(□□) はい。

議長(□□) 他にご意見ございませんか。

□番(□□) はい。(□□番 □□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) 農業経営基盤強化ですけれど、私が思うのは、私は作る人だ。私は食べる人だ。と言うことの認識の中で作られている様な気がするわけですね。ですから私が思うのは、農業者自らも消費もしなければならぬということと、食育も農業基盤強化の中にも謳っておく必要があるのではないかと思うわけですが、全然文書の中に消費についての文言が一言もないようで、若干不思議であります。

議長(□□) 只今のご意見に対して事務局何かありますか。

事務局(□□) はい。(□□□□挙手)

事務局(□□) たしかに□□委員がおっしゃる様に消費に関する記述若しくは食育関係の文言はございませんので、この場で頂きましたご意見としてお預かりして反映させる方向で実施していきたいと思えます。

議長(□□) はい。ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

(はいの声)

ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので許可することに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願い致します。

それでは、その他の項で説明したいと思います。

(資料により説明する。)

1. 農業委員業務必携の活用について (お願い)
2. 貸借希望農地の紹介について (紹介) □□□□農地
3. 次回総会 8月25日、木曜日の午前9時30分開催予定

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成23年第7回総会を閉会致します。

閉会 午前10時 5分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

荅北町農業委員会会長 \_\_\_\_\_

〃 農業委員 \_\_\_\_\_

〃 農業委員 \_\_\_\_\_